

事 務 連 絡
平成29年3月31日

各経済産業局ガス事業担当課担当官 殿

経済産業省資源エネルギー庁
電力・ガス事業部ガス市場整備室

ガス事業者が設置するガス導管の変位の状況を測定する設備等に係る農地転用許可制度上の取扱いについて

標記の件について、農地法施行規則の一部を改正する省令（平成29年農林水産省令第20号）が、平成29年3月30日に公布され、同年4月1日から施行された。これにより、これまで農地法（昭和27年法律第229号）第4条第1項及び第5条第1項の農地転用許可が不要とされていたガス事業者が今後も許可不要となるよう、改正後のガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第12項に規定するガス事業者が、ガス導管を公道等からその隣接地に迂回させる際に設置するガス導管の変位の状況を測定する設備又はガス導管の防食措置の状況を検査する設備の設置についても、引き続き農地転用許可が不要となるよう措置されたところである。

この改正は、ガス事業者と都道府県知事との間において農業上の土地利用との調整を十分に行うことを前提としてなされたものであるので、当該施設に係る農地の転用等に当たっては、引き続き、下記により農業上の土地利用との調整を図るよう十分留意されたい。

また、農林水産省が各地方農政局等に発出した通知文書を別に添付するので、所管するガス事業者に周知されたい。

記

- 1 ガス事業者は、ガス導管を公道等から農地又は採草放牧地（以下「農地等」という。）に迂回させる際に設置する導管の変位の状況を測定する設備又はガス導管の防食措置の状況を検査する設備の設置に係る用地取得前に、別紙に定める事業計画書により、その事業計画について都道府県知事又は指定市町村（農地法第4条第1項に規定する指定市町村をいう。以下同じ。）の長（以下「都道府県知事等」という。）に説明を行い、当該設備の設置と土地改良事業等農業関係公共事業及び農業上の土地利用との調整を図ること。
- 2 ガス事業者は当該設備の設置に係る農地等の権利の取得が終了した場合は、当該農地

等について一覧表を作成し、関係する農業委員会に報告すること。

また、農業委員会に報告した一覧表の写しを関係農地等が所在する都道府県を管轄する各経済産業局ガス事業担当課（沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局経済産業部石油・ガス課）に提出すること。

3 農地法施行規則第32条第18号及び第53条第17号において使用する用語は、次のとおりであること。

(1) 「ガス導管の変位の状況を測定する設備」とは、ガス導管の地中における変位の状況を確認するための設備をいう。

(2) 「ガス導管の防食措置に状況を検査する設備」とは、ガス導管の地中における防食措置が適切に機能しているか確認するための設備をいう。

4 整圧器、ガス遮断装置等、3の設備以外のガス工作物を設置するために農地を転用し、又は転用のため農地等の権利を取得する場合には都道府県知事等の許可を受けなければならないこと。

また、ガス工作物の設置に当たり必要となる大型工事車両通行のための道路拡幅用地や仮設の作業用地や資材置場等のために農地等の一時転用を行う場合は、都道府県知事等の許可を受けなければならないこと。

このため、これらの農地等の転用許可を受けるに当たっては、当該許可に係る手続の迅速化のため、都道府県知事等と事前の調整を行うことが適当であること。

(別紙)

事業計画書

年月日

(ガス小売・一般ガス導管・特定ガス導管・ガス製造) 事業者名

1 事業の名称

2 事業の目的

3 事業計画の概要

4 計画地の概要

(1) 所在

(2) 面積 (概数)

田	畑	小計	採草放牧地	その他	合計
m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²

5 計画に係る農業関係公共事業 (事業ごとに記載)

(1) 事業主体

(2) 施行面積

(3) 事業の種類

(4) 施行の時期

(5) 計画地に関する面積

(6) 計画地に関する施設の種類、数量

(7) その他

6 調整措置

(1) 農業施設との調整措置

(2) 受益面積減による調整措置

(3) 農薬散布等農作業に対する障害に関する調整措置

(4) 用地提供者に対する生活再建措置を必要とする場合はその措置

7 添付図

(1) 事業概要図

(2) 農業関係公共事業区域図 (計画地との関係を明示)